

平成30年第3回蓬田村議会定例会会議録（第3号）

開 会 平成30年9月 4日

閉 会 平成30年9月 7日

開催場所 蓬田村議会議事堂

第3日（9月7日）

出席議員 7名

1番	小 鹿 重 一 君	3番	森 弘 美 君
4番	柿 崎 裕 二 君	5番	坂 本 豊 君
6番	吉 田 勉 君	7番	木 村 修 君
8番	藤 田 修 一 君		

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	久 慈 修 一 君
副 村 長	工 藤 洋 一 君
教 育 長	吉 崎 博 君
会 計 管 理 者	佐 井 邦 彦 君
総 務 課 長	小 松 生 佳 君
税 務 課 長	川 崎 幸 治 君
住 民 課 長	大 川 誠 治 君
健 康 福 祉 課 長	高 田 一 憲 君
教 育 課 長	三 上 あ け み 君
産 業 振 興 課 長	佐 藤 一 仁 君
建 設 課 長	木 村 伸 一 君
代 表 監 査 委 員	武 井 昭 夫 君

職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

事務局 長 中川 悟 君  
議会事務局 主幹 坂本 ゆかり 君

---

会議で定められた会議録署名議員の氏名

3番 森 弘美 君  
4番 柿崎 裕二 君

---

議事日程（第3号）

- 第 1 議案第29号 平成29年度蓬田村一般会計歳入歳出決算認定を求めるの件
- 第 2 議案第30号 平成29年度蓬田村学校給食センター特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件
- 第 3 議案第31号 平成29年度蓬田村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件
- 第 4 議案第32号 平成29年度蓬田村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件
- 第 5 議案第33号 平成29年度蓬田村介護保険特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件
- 第 6 議案第34号 平成29年度蓬田村宅地造成事業特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件
- 第 7 議案第35号 平成29年度蓬田村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件
- 第 8 議案第36号 平成30年度蓬田村一般会計補正予算（第2号）案
- 第 9 議案第37号 平成30年度蓬田村学校給食センター特別会計補正予算（第2号）案
- 第10 議案第38号 平成30年度蓬田村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）案
- 第11 議案第39号 平成30年度蓬田村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）案
- 第12 議案第40号 平成30年度蓬田村介護保険特別会計補正予算（第2号）案
- 第13 議案第41号 平成30年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）案

第14 次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項付託の件

午前9時40分 開議

○議長（藤田修一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は7名で定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

---

日程第1 議案第29号 平成28年度蓬田村一般会計歳入歳出決算認定を求め  
めるの件

日程第2 議案第30号 平成29年度蓬田村学校給食センター特別会計歳入  
歳出決算認定を求めの件

日程第3 議案第31号 平成29年度蓬田村国民健康保険特別会計歳入歳出  
決算認定を求めの件

日程第4 議案第32号 平成29年度蓬田村簡易水道事業特別会計歳入歳出  
決算認定を求めの件

日程第5 議案第33号 平成29年度蓬田村介護保険特別会計歳入歳出決算  
認定を求めの件

日程第6 議案第34号 平成29年度蓬田村宅地造成事業特別会計歳入歳出  
決算認定を求めの件

日程第7 議案第35号 平成29年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算  
認定を求めの件

○議長（藤田修一君） 日程第1、議案第29号平成29年度蓬田村一般会計歳入歳出決算認定を求めの件から、日程第7、議案第35号平成29年度蓬田村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定を求めの件までの7案を一括議題といたします。

この7案については、議員全員をもって構成する決算特別委員会に付託して審査されましたので、その結果について委員長より報告を求めます。

○決算特別委員会委員長（木村 修君） 決算特別委員会の審査の結果について報告します。

去る9月5日平成30年第3回定例会の初日に付託された議案第29号から議案第35号までの平成29年度各会計決算7案について、9月4日・6日の2日間にわたり審査したところ、採決の結果、平成29年度蓬田村一般会計歳入歳出決算外6案は多数をもって認定す

べきものと決定しましたことを報告いたします。

○議長（藤田修一君） これより議案に対する討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤田修一君） ないようですから、討論を終わります。

これより議案第29号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定すべきであるとするものであります。本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立5人）

○議長（藤田修一君） 起立多数です。よって、議案第29号平成29年度蓬田村一般会計歳入歳出決算認定を求めるの件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、議案第30号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定すべきであるとするものであります。本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立6人）

○議長（藤田修一君） 起立全員です。よって、議案第30号平成29年度蓬田村学校給食センター特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、議案第31号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定すべきであるとするものであります。本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立5人）

○議長（藤田修一君） 起立多数です。よって、議案第31号平成29年度蓬田村国民健康保特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、議案第32号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定すべきであるとするものであります。本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立6人）

○議長（藤田修一君） 起立全員です。よって、議案第32号平成29年度蓬田村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件は委員長報告のとおり認定することに決定い

たしました。

次に、議案第33号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定すべきであるとするものであります。本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立5人)

- 議長（藤田修一君） 起立多数です。よって、議案第33号平成29年度蓬田村介護保険特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、議案第34号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定すべきであるとするものであります。本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立6人)

- 議長（藤田修一君） 起立全員です。よって、議案第34号平成29年度蓬田村宅地造成事業特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、議案第35号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定すべきであるとするものであります。本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立5人)

- 議長（藤田修一君） 起立多数です。よって、議案第35号平成29年度蓬田村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

---

日程第8 議案第36号 平成30年度蓬田村一般会計補正予算（第2号）案

- 議長（藤田修一君） 日程第8、議案第36号平成30年度蓬田村一般会計補正予算（第2号）案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。総務課長。

- 総務課長（小松生佳君） 議案第36号、平成30年度蓬田村一般会計補正予算（第2号）案について説明いたします。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,578万5,000円を追加し、歳入歳出予

算の総額をそれぞれ22億5,805万8,000円とするものであります。

総務課関係の主なるものをご説明いたします。6ページ、お開きください。

2段目、9款1項1目1節地方交付税、普通交付税として1,480万円を増額しております。

それから、下から2段目の13款2項5目4節社会保障・税番号制度システム整備費補助金として235万円を計上してございます。

次のページ、7ページ、お開きください。

真ん中の19款3項1目1節第三セクター貸付金償還金収入として1,000万円を計上してございます。

一番下の20款1項1目1節臨時財政対策債として667万2,000円を計上しております。

続いて。歳出であります。8ページをお開きください。

2款1項1目総務費の一般管理費の2節の給料、それから3節の職員手当等、それから4節の共済費、19節の負担金補助及び交付金の人権費に係るものについては、7月31日で退職した職員がございましたので、8月以降分の予算を減額したものであります。

それから、同じく4目財産管理費13節の委託料で、社会保障・税番号制度システム整備事業委託料で378万円を補正しております。

それから、15節工事請負費、光ファイバーケーブル復旧工事費として151万2,000円を計上してございます。これは長科第2分団の屯所の付近の電柱移設のため、光ケーブルをワンスパン、約100メートルほど張りかえをするための工事費でございます。

一番下の8目企画費の21節貸付金1,000万円でございますけれども、第三セクター貸付金の1,000万円でございます。8月の27日付で蓬田紳装さんのほうへ1,000万円の貸し付けをいたしましたので、予算が、今後貸し付けする予算がなくなるということで、予備のために1,000万円を計上したものであります。

12ページをお開きください。

2段目、9款1項2目消防施設費の11節需用費、⑥の修繕料でございますけれども、28万1,000円計上してございます。これは広瀬の第2子局、伝承館のところでありまして、アナログの子局がありまして、今放送できない状態になっているわけですが、その修理費として計上してございます。ちょっと時間がかかっておりますけれども、部品等々の手配がつかないということで、時間がかかっているものであります。

以上です。

○議長（藤田修一君） 住民課長。

○住民課長（大川誠治君） それでは、住民課関係についてご説明いたします。9ページをお開きください。歳出になります。

3款1項2目28節繰出金、介護特別会計事務費等繰出金、一般介護予防事業繰出金、介護予防総合事業包括的支援事業繰出金、合わせて86万7,000円を減額しております。

説明は以上になります。

○議長（藤田修一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤一仁君） 産業振興課関係の説明をさせていただきます。6ページをお開き願います。

歳入14款2項4目1節の農業次世代人材投資資金事業費補助金112万5,000円です。これは県補助金、補助率10分の10で、新たに1人の方が新規事業として今後半年分75万円を計上しています。そして、もう1人の方が新規就農でひとりで行っていたのですが、今後半年分で夫婦で事業を実施したいということで、その差額分37万5,000円の半年分で112万5,000円となっています。歳出の10ページに、同じく歳出のほうで6款1項11目19節のほうで112万5,000円を計上しています。

その次が、7ページをお願いします。

19款4項2目の1節、平成28年度分経営体育成支援事業補助金返還金13万8,000円ですけれども、これは法人ごうさわのトラクター購入時の消費税分を返還するというところで県より指摘がありました。それが歳出の9ページに、6款1項3目23節の償還金利子及び割引料のところに13万9,000円、額は13万8,663円を返還するというものです。

その次に、10ページをお開き願います。

7款1項3目15節の工事請負費、海水浴場公衆トイレ補修工事29万1,000円ですけれども、海開きのときに電気室、ボイラー室を開いたときに、ちょっと腐食が見つかり、剥がしたところ、補修工事が必要となったため、これから工事を行う予定としています。よろしくをお願いします。以上です。

○議長（藤田修一君） 建設課長。

○建設課長（木村伸一君） それでは、建設課関係の主なものについて説明をいたします。6ページをお開きください。歳入になります。

中段、11款1項4目農地費負担金3万1,000円を計上しております。これは瀬辺地区用排水路補修工事の受益者負担金となります。

9ページをお開き願います。

下段の6款1項5目農地費15節工事請負費93万5,000円、これは、まず応急工事として見込まれている53万5,000円、これは阿弥陀川地区の排水路が大雨によりあふれたり、水の流れが悪いので、その排水路の改良のため計上いたしました。また、先ほど歳入で見込んだ瀬辺地地区用排水路補修工事費の40万円を計上しております。

その下、6款1項6目農村総合整備推進費15節工事請負費79万7,000円、これは瀬辺地広瀬地区農村公園にある展望台の階段部分の補修、トタン屋根の張りかえなどを予定してございます。

10ページをお開き願います。

下段の8款2項1目道路維持費13節委託料831万6,000円、これは村道7-3-2号線を避難道として道路の拡幅工事をするための測量設計を実施するために計上しております。距離で大体230メートルほど、あの場所は旧広瀬製材所の事務所の山側になります。

11ページをお開き願います。

上段、8款2項1目道路維持費15節工事請負費100万円、これは今後の道路維持管理に対応するため、計上しております。

その下、8款2項2目除排雪費13節委託料36万8,000円、これは郷沢融雪施設キュービクルの建てかえ、設計委託料として計上しております。これは郷沢の踏切のロードヒーターのところですが、そこにあるキュービクルが老朽化に伴い、来年度建てかえを実施するため、委託するものであります。

その下、19節融雪施設管理運営費補助金29万5,000円、これにつきましては、平成29年度に支払うべき補助金を、実はこちらの不手際により執行しないまま、平成29年度の会計が閉鎖されてしまいました。これにつきましては、せっかく議会に承認を受けていただきながら、こちらの不手際により執行されず、深く反省するとともに、まことに申しわけございませんでした。このため、29年度分を平成30年度の予算で支払うため、新たに追加計上するものであります。

その下、全国積雪寒冷地振興協議会分担金2,000円、これは今年度からの分担金でありまして、当初で計上漏れしたため、今補正するものでございます。

その下、22節補償補填及び賠償金100万円、これは今年度の予算がもう既に執行しております。そのため、今後に対応するため計上しております。

その下、8款4項1目住宅管理費、修繕料30万円、これも今後の修繕等に備えるため



計上しております。

その下、8款4項2目公営住宅建設費15節工事費570万円、これは当初計上したよもつと団地通路整備工事費の見積もり額を精査したところ、不足が生じたため計上しております。

その下、17節公有財産購入費101万2,000円、これは現在、そのよもつと団地の通路整備の設計を委託しておりますが、当初、幅員で2メートルほど計上しておりましたが、さらにのり面分、水路分の3メートル分の用地が必要と見込まれるため計上しております。

12ページをお開きください。

8款4項1目22節補償補填及び賠償金80万円、これはよもつと団地拡幅工事に伴い、水田に設置されているコンテナ、小屋の移動や、ハウスの一部撤去が見込まれるため計上しております。

説明は以上です。

○議長（藤田修一君） 教育課長。

○教育課長（三上あけみ君） それでは、教育委員会関係の主なものについてご説明をいたします。同じく12ページをごらんください。下から2つ目の表です。

10款教育費2項の小学校費1目の学校管理費12節役務費、通信運搬費4万9,000円を計上いたしました。これは校外学習のときなど緊急時の対応ということで、携帯電話を学校に配置したいという学校からの要望がありまして、今回予算を計上いたしました。

その下の表にあります、10款教育費5項社会教育費8節の報償費です。村史作成準備協力者謝金15万円を計上いたしました。これは、蓬田村には現在村史がありますが、昭和48年に発行された村史です。約50年近く経過してしまして、それ以降の記録した書簡はありません。その間空白ということで、昭和48年以降の蓬田村の何らかの記録を残して、後世の人たちに村のことを伝えていく必要があるということをおもひまして、今回計上いたしました。ただ、発行までには資料収集を含め、執筆など、企画から発行まで相当な年数を費やさなければならないというふうに聞いております。今ここでいつまでと、そういうことは作成については言えませんが、これまで50余年近くの貴重な資料の紛失というのが、大変危惧されますので、まずは少しでも情報収集、写真の収集とか、そういう整理をして準備を進めていきたいということで、予算を計上いたしました。

次のページをお願いします。13ページです。

10款6項の保健体育費3目のトレーニングセンター管理費11節の需用費、修繕料11万3,000円を計上しました。これは流し場の排水のトラップが古くなり交換する必要が出てきましたので、計上をいたしました。

その下、18節備品購入費、ホワイトボードのほうが悪れてしまいましたので、今回新しいものを購入したいということで、予算2万2,000円を計上いたしました。

その下、4目施設費、繰出金23万2,000円については、学校給食センター特別会計への繰出金となっております。以上となります。

○議長（藤田修一君） これより質疑を行います。7番木村 修君。

○7番（木村 修君） 10ページ、お願いします。

上段から2段目の112万5,000円の補助金について伺います。

新規就農者は村内に現在、補助を受けている対象者の人は何名いるのか、お伺いいたします。

○議長（藤田修一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤一仁君） 現在のところ7名います。

○議長（藤田修一君） 木村 修君。

○7番（木村 修君） 補助を受けている方の地名と、そして補助を受けた年数、わかりましたら教えていただきたいと思います。

○議長（藤田修一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤一仁君） 今ここには手持ちがないので、年数まではちょっとわかりませんので、後で提出ではだめでしょうか。後でいいですか、済みませんけれども。

○議長（藤田修一君） 後日ということで。今下のほうも村民祭の関係でいないそうですので。木村 修君。

○7番（木村 修君） 11ページ、お願いします。

19節の負担金補助及び交付金29万5,000円について今説明がありましたが、もう少しこの内容について詳しくお知らせ願います。

○議長（藤田修一君） 木村 修君。

○7番（木村 修君） この29万円の施設管理運営費補助金、これは何の施設に使われたお金なのか、お聞きいたします。

○議長（藤田修一君） 建設課長。

○建設課長（木村伸一君） これについては、融雪溝の電気料として3分の1を補助して

いる分の補助金であります。

○議長（藤田修一君） 木村 修君。

○7番（木村 修君） この補助金の期間、限定されているのかどうか。再度お伺いいたします。

○議長（藤田修一君） 建設課長。

○建設課長（木村伸一君） 昨年度、自治会から要望、3年間の要望が来ております。その後についても、またそのときが来たら協議してまいりたいと思います。以上です。

○議長（藤田修一君） 暫時休憩いたします。

午前10時08分 休憩

---

午前10時12分 再開

○議長（藤田修一君） 休憩を取り消し、会議を再開いたします。

ほかに質疑ありませんか。1番小鹿重一君。

○1番（小鹿重一君） 8ページ、お願いします。

総務費の一番下の企画費ということで、この説明の中で、蓬田紳装のほうに第三セクターの貸付金1,000万円をしたということなのだけれども、このごろちょっと業績よくて来ていたと認識していましたが、これは資金不足が生じたということだと思いますけれども、何かあったのでしょうか。

○議長（藤田修一君） 村長。

○村長（久慈修一君） この件に関しては、私も説明を受けていますので、私から説明させていただきます。去年から比べて受注額、要するに外から蓬田紳装に発注される金額がおよそ27%、失礼、4月から7月分で大体27%が減りました。金額にしておよそ3,000万円ぐらい減ったわけでありまして。それはやはり私どもが1社、会社の名前は申し上げられませんが、そこに依存しているということが最大の原因であります。私どもは販売部門を持っていないものですから、その受注額をふやすということができない。とすれば、やはりその販売部門を持っている、その1社に依存せざるを得ないということになります。

それで、私も7月の12日、本社のほうに行って、こういう状況では私どもも大変だということで、お願いはしてきました。ただ、向こうのほうではできるだけ受注額をふやすように努力しますということで、一応約束をいただいていたわけでございますけれど

も、いずれにしても、剰余金があっても、それが、その剰余金というのは機械とか、あるいは人件費だとか、そういったものにある程度使われてしまっています。

したがって、キャッシュ、要するに現金の流れが悪くなっていますので、これから盛り返してくるということは、私たち期待しているわけですがけれども、その間のつなぎ資金として1,000万円使わせてもらいたいということでございますので、ご理解をお願いします。

○議長（藤田修一君） 小鹿重一君。

○1番（小鹿重一君） わかりました。追ってちゃんとした決算のまた報告もあると思いますので、それはそれでよろしいと思います。

それから、もう一つお聞きします。11ページ、お願いします。

土木費の関係の8款の河川総務費でございますけれども、200万円ということになっていまして、この中に長科の川の、入っておりますか。

○議長（藤田修一君） 建設課長。

○建設課長（木村伸一君） 済みません、ここを私、説明、ちょっと忘れまして。実は、中沢川ののり面が壊れたところ2カ所、その分と、今後の河川維持のために200万円を計上しております。以上です。

○議長（藤田修一君） 小鹿重一君。

○1番（小鹿重一君） その長科の川の関係ですけれども、これ、幾ら見て、大ざっぱでいいですけども、どのくらいの、要するに距離といいますが、長さをやるのか。というのは、なぜ聞いているかという、今までもあそこの川のところ、実際に工事をやってもらっている、現にあるんですよ。それを見ますと、その構造物を見ますと、要するに従来の川の幅員より間違いなく狭くなっていて、構造物は堅固なので、それは壊れることはないのだけれども、逆に狭くなっていることによって、川も水の勢いも増すわけですよ。川を狭くするわけですから。そのことによって、また下流の、要するに岸といいますが、砂が要するに削られているという状況が見られるということなので、またそのような工事をするのかなということがあったので、今聞いたのですけれども、そこら辺、例えばまた同じことをやるのなら、また同じ現象が起きると思うんですよ。ですから、一体的にずっとやらないと、あれは毎年同じことを繰り返すんじゃないのかなと思って、そのことで今申し上げてみました。以上です。

今わからなければ後でもいいですけども、そういう現状がありますよということ、

担当課長にちょっと頭に入れておいてもらいたいなど。お願いします。

○議長（藤田修一君） ほかに質疑ありませんか。4番柿崎裕二君。

○4番（柿崎裕二君） 8ページ、お願いします。

2款の19節共済金未払い分補助金という110万円が計上されています。これは事前に議員の例月会の中でも内容は説明をいただきました。その説明の中に、本来であれば保険会社から支払われるものが、いろいろな事務手続のミスで保険会社のほうから払われていない。それで、その保険金に対しては、支払いの時効期間というのがありまして、それがとうに過ぎていたということで、村のほうで補填して払わなきゃいけないでしょうということで、こういうことになりましたという説明は受けています。これは消防団員の、現役の消防団員の死亡にかかわっての保険金だと思うのですが、当然これは支払わなければいけないものだと思います。その事務的なこちらの、役場側なのか、その本人なのかわかりませんが、代行するのが、役場の事務局のほうで代行していると思いますので、当然発生することだと思います。

そこは理解できるのですが、村の各自治会の分団長方に、この共済保険、要するに正式には公務災害補償制度という共済金になるのでしょうか、こちらの保険の内容が、各分団長方が理解していないというか、どういうふうな内容の保険に団員が加入されているか、理解していない分団長方がほとんどなんです。ということは、その団員が加入している保険を分団長なり分団員が自覚できていないということになると、そういう何か発生したときに、その補償が自分の家族なり、受取人に来たか来ないかも確認しづらいことが予想されるわけです。

ですので、こういうふうな未払いがたまたま今回発覚したわけですが、これを防ぐためにも、その分団長会議なり、分団長を集めた中で、そういう共済金、これこれこういうものに加入されていますよと、それをはっきり明確に各団員に示せるような対処をしていかないと、またこういうことが発生しかねないと思うのですが、今までそういう通達なり告知みたいなことは、何回かされているのでしょうか。

○議長（藤田修一君） 総務課長。

○総務課長（小松生佳君） 保険かかっているわけですが、担当に確認したところ、過去には何回かはチラシみたいなのが来るそうなので、それで何か周知はしたらしいのですが、やはりその全員、全部を理解しているわけではないので、今後、事あるごとに、1年に1回必ずそういうチラシ等来ると思いますので、それも使って本団なり分団

なりに、できれば周知をするような形で、ビラをまくとか、そういう手続上こういうのがあるということで、お知らせはしていこうかなとは考えております。以上です。

○議長（藤田修一君） 柿崎裕二君。

○4番（柿崎裕二君） そういうチラシ、ビラ等で告知したいと。確かにそうなのですが、やはり分団長会議というものも定期的に消防団のほうではなされているみたいなので、その中で明確な、死亡保険に入っていますよ、傷害保険に入っていますよ、何に入っていますよということを明確に、別な資料でもって、つくった資料でも構いませんので、団員に各分団長がきちんと説明できるような体制をとっていかれたほうが、こういった未払いを防ぐためにも必要だと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（藤田修一君） ほかに。5番坂本 豊君。

○5番（坂本 豊君） 8ページ、お願いします。

企画費の第三セクター貸付金1,000万円、村長が先ほど説明されました。蓬田紳装のことなのでしょうね。私、第三セクターと書いてあって、アシスト株式会社のことかなと思っていたのですけれども、村長の答弁では、紳装の売り上げ、3,000万円ほど減収になったという説明でありましたけれども、何か話、うわさで聞いた分には、紳装の仕事の部分を中国に回されたという話を聞いたわけです。その分、やはりそういう話というのは事実なのかどうか。最初にお聞きします。

○議長（藤田修一君） 村長。

○村長（久慈修一君） お答えします。

中国に発注したということは事実であります。ただ、その中国に発注した部分は既製服をつくる部分だというふうに会社からは説明をいただいています。その発注が下がってきている原因ということが、私、先月末に社員の皆さんにお伝えしました。課長にも出しました。

その原因は、1つは、重大な事故が発生したということがまず1つあります。これは針混入ということでもあります。もう一つは、やはりその品質の問題がかかわってきました。会社のほうから申し入れされましたのは。

やはりこの一番重大な危機なのは、その異物混入ということが、これは蓬田紳装だけの問題ではないわけです。親会社のほう、親会社といいますか、その発注する側の会社の命運をかけることになるわけですから。

それで、会社のほうで原因を探った、原因を探ったというか、結局なぜそれが出てく

るのかということになって、要するに納期が短いと、どうしてもそういう急いで物事をやらせることになるというので、会社では納期を延長したわけです。今まで例えば3週間でやったものが1カ月半であるとかというふうに、納期を延ばして自分たちが受注というか、を開始した。そのために、私どものほうも結局はあおりを受けたと言えませんが、やはり受注額がその分下がってきたという経緯があります。

それで、親会社のほうの信用の問題もありまして、できれば私どもは、お客様は延ばすことで果たして納得するかという問題があったのですが、延ばせば延ばすほど、やはりお客様の数が減ってくるということから、また従来 of 形に戻るのが正しいのではないかということをお願いしてきました。

したがって、私どももそういう重大な異物混入ということをまずなくすること、それで中国に発注しているというのは既成の部分でございますけれども、会社のほうでは中国のほうの会社とある程度の数量を固めているので、それは今さら取り消せないということでございますので、できれば受注額を会社のほうで、その1社のほうでふやしていただくという努力をしていただきたいということでもあります。決してその中国のほうがふえたから、私どもの受注額が減ったと、こういうことではありません。これは社員の皆さんにもきちんとお話をし、今後そういうことがないように、そして安心して我々が服づくりを進めるようにということをお願いしてきました。

そういう経緯の中でのことでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（藤田修一君） 坂本 豊君。

○5番（坂本 豊君） よくわかりました。前のページの7ページに、収入の分で第三セクター貸付金償還金1,000万円とありますが、これも、説明を受けたのですけれども、ちょっと忘れちゃったけれども、聞き逃したけれども、これはアシストですか。

○議長（藤田修一君） 総務課長。

○総務課長（小松生佳君） 第三セクター貸付金償還金収入と、それから第三セクター貸付金ということに、2つ歳入と歳出があるわけですが、これはあくまでも1,000万円の予算を執行した後は、収入として1,000万円の分は返してもらおうということなので、貸すほうと受けるほうということで、当初予算であれば1,000万円ずつ予算化しておりました。その分を8月の27日に蓬田紳装さんのほうに1,000万円を貸し付けして、今残高がゼロの形になっておりますので、歳出のほうも1,000万円をふやしてから、返してもらおうのはもちろんですので、収入のほうも1,000万円をふやすということで、同

じ1,000万円を歳入と歳出にふやしたものであります。以上であります。

○議長（藤田修一君） 坂本 豊君。

○5番（坂本 豊君） 第三セクターは紳装株式会社とアシスト株式会社の2つあるわけですね。ですから、総務課長にお願いしたいのは、この第三セクターのところに、どこどこ明記してもらいたいと思います。そうじゃないと、予算を見て、説明を受けないと、どこの会社なのかわからないので。できませんでしょうか。

○議長（藤田修一君） 総務課長。

○総務課長（小松生佳君） 第三セクターの該当するところは2カ所あるわけですが、あくまでも予算の説明というか、項目上で第三セクターの貸付金という形をとっておりますので、どちらが最初からもう年度前から、例えば1,000万円借りますとかというのは、その時点じゃないとわかりませんので、この今の1,000万円の増額に関しても、紳装さんがまた借りるのかもわかりませんし、アシストが借りるのかもわかりませんので、どちらでも借りられるようにということで、第三セクター貸付金という形で予算をとっております。以上です。

○議長（藤田修一君） ほかに質疑ありませんか。4番柿崎裕二君。

○4番（柿崎裕二君） 11ページをお願いします。

8款22節除雪費構造物破損補償費用の部分、先ほども説明いただきました。当初予算の分の300万円を使い切ったので、予備としてあと100万円を計上しましたと。それは理解できます。理解できるのですが、この除雪に関してのこの破損費用というのは、私の記憶の中では、ここ三、四年、年々ふえていっている。100万円までは満たないにしても、もう100万円近い単位で年々ふえてきていると、そういう状況なわけです。それをいろいろ考えた際には、除雪区間が延長されて多くなったとか、オペレーターがやめる方と新規で入る方でふなれだったとか、さまざまな要因が、事故ですので、さまざまな要因が当然あるわけです。当然あって当たり前、当たり前ということはないですけども、あって不思議がないということなのですが、何せ金額的に物すごい勢いでふえていますので、この場でその中身の事項を全て申し上げていただくというのも難しいと思うので、例えばこの28年度、29年度、どちらでもよろしいですが、1年分の事項、内容を表にしてまとめたものを、後日議会のほうに提出していただければ、何でふえていったかというのが我々にも多少見えてくると思うので、その資料提出をお願いしたいと思います。どうでしょうか。



○議長（藤田修一君） 建設課長。

○建設課長（木村伸一君） 後日提出させていただきます。

○議長（藤田修一君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤田修一君） ないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤田修一君） ないようですから、討論を終わります。

これより議案第36号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立6名）

○議長（藤田修一君） 起立全員です。よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

---

日程第9 議案第37号 平成30年度蓬田村学校給食センター特別会計補正  
予算（第2号）案

○議長（藤崎修一君） 日程第9、議案第37号平成30年度蓬田村学校給食センター特別会計補正予算（第2号）案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。教育課長。

○教育課長（三上あけみ君） 議案第37号、平成30年度蓬田村学校給食センター特別会計補正予算（第2号）について。

既定の歳入歳出の予算の総額に歳入歳出それぞれ25万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,255万4,000円といたします。

6ページをお開きください。

給食センターの主なものについて、歳出についてご説明いたします。

1款1項総務管理費のうち15節工事請負費、バルク用ガス熱源機交換工事19万5,000円を計上しております。これは冬場にガスが凍らないようにするための機器です。耐用年数が既に5年ということで、ことし8年目に入っておりますので、そろそろ交換する必要があるということから、予算を計上しております。

その下、18節備品購入費、洗濯機購入費6万1,000円。今使っているものが、大きな

音がして、いつ壊れてしまうのかということで、交換をしてほしい、新しいものにしてほしいということで、今回予算を計上いたしました。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（藤田修一君） これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（藤田修一君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤田修一君） ないようですから、討論を終わります。

これより議案第37号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立6名）

○議長（藤田修一君） 起立全員です。よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

---

日程第10 議案第38号 平成30年度蓬田村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）案

○議長（藤崎修一君） 日程第10、議案第38号平成30年度蓬田村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。住民課長。

○住民課長（大川誠治君） 議案第38号、平成30年度蓬田村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）。

平成30年度蓬田村の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,126万7,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ4億8,065万9,000円とするものでございます。

5ページをお開きください。歳入になります。

1款1項1目4節医療給付費分滞納繰越分3万2,000円を計上しております。

4款1項1目2節保険給付費等交付金27万円を計上しております。

6款2項1目1節財政調整基金繰入金1,099万7,000円を計上しております。

7款1項1目1節繰越金3万2,000円を減額しております。

次のページをお開きください。歳出になります。

1款1項1目13節療養給付金・調整交付金システム改修業務委託料27万円を計上しております。これは広域化によるシステム改修の委託料となります。

7款1項6目23節療養給付費等負担金償還金1,063万5,000円、7目23節療養給付費等交付金償還金36万2,000円をそれぞれ計上しております。これは過年度分の確定により予算措置を講じたものであります。

説明は以上になります。

○議長（藤田修一君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤田修一君） ないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤田修一君） ないようですから、討論を終わります。

これより議案第38号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立6名）

○議長（藤田修一君） 起立全員です。よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

---

日程第11 議案第39号 平成30年度蓬田村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）案

○議長（藤崎修一君） 日程第11、議案第39号平成30年度蓬田村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（木村伸一君） 議案第39号、平成30年度蓬田村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）。

平成30年度蓬田村の簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15万7,000円を追加し、歳入歳出予算

の総額を歳入歳出それぞれ1億366万4,000円とするものです。

5ページをお願いいたします。

歳入になります。3款1項1目繰越金15万7,000円、前年度の繰越金を計上しております。

次のページをお開き願います。

1款1項1目一般管理費11節需用費の消耗品費15万7,000円を計上しております。

説明は以上です。

○議長（藤田修一君） これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（藤田修一君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤田修一君） ないようですから、討論を終わります。

これより議案第39号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立6名）

○議長（藤田修一君） 起立全員です。よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

---

日程第12 議案第40号 平成30年度蓬田村介護保険特別会計補正予算  
(第2号)案

○議長（藤田修一君） 日程第12、議案第40号平成30年度蓬田村介護保険特別会計補正予算（第2号）案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。住民課長。

○住民課長（大川誠治君） 議案第40号、平成30年度蓬田村介護保険特別会計補正予算（第2号）。

平成30年度蓬田村の介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,831万5,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ5億4,025万4,000円とするものでございます。

5 ページをお開きください。歳入になります。

1 款 1 項介護保険料52万5,000円を減額、3 款 2 項国庫補助金 3 万5,000円を増額、4 4 款 1 項支払基金交付金22万6,000円を減額しております。

次のページをお開きください。

5 款 3 項県補助金39万7,000円を減額、6 款 1 項一般会計繰入金86万7,000円を減額、6 6 款 2 項基金繰入金2,010万8,000円を増額しております。

次のページをお開きください。

7 款 1 項繰越金18万7,000円を増額しております。

8 ページ、次のページをお願いいたします。歳出になります。

1 款 1 項 1 目 7 節パート賃金36万円を計上しております。これは要介護認定調査員の賃金になります。

3 款 2 項 1 目 7 節介護予防普及啓発事業賃金84万円を減額、3 款 3 項 4 目 7 節生活支援コーディネーター賃金150万円を減額しております。

次のページをお開きください。

5 款 1 項 1 目 23 節第 1 被保険者保険料還付金36万8,000円を計上しております。これは平成28年度分過誤納付の還付金になります。

5 款 1 項 2 目 23 節償還金利子及び割引料1,992万7,000円については、過年度分の返還金の確定により予算措置を講じたものです。

説明は以上になります。

○議長（藤田修一君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤田修一君） ないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤田修一君） ないようですから、討論を終わります。

これより議案第40号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立 6 名）

○議長（藤田修一君） 起立全員です。よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

---

日程第13 議案第41号 平成30年度蓬田村後期高齢者医療特別会計補正  
予算(第1号)案

○議長(藤田修一君) 日程第13、議案41号平成30年度蓬田村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。住民課長。

○住民課長(大川誠治君) 議案第41号、平成30年度蓬田村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)。

平成30年度蓬田村の後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12万3,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ8,590万3,000円とするものでございます。

5ページをお開きください。歳入になります。

4款1項繰越金12万3,000円を増額しております。

次のページをお願いいたします。歳出になります。

3款1項1目23節保険料還付金12万3,000円を計上しております。

説明は以上になります。

○議長(藤田修一君) これより質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(藤田修一君) 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(藤田修一君) ないようですから、討論を終わります。

これより議案第41号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立6名)

○議長(藤田修一君) 起立全員です。よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

---

日程第14 次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項付託の件

○議長（藤田修一君） 日程第14、次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項付託の件を議題といたします。

次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項を議会運営委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤田修一君） ご異議なしと認めます。よって、次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項を付託することに決定いたしました。

以上で、本定例会に付議された議案の審議は全て終了いたしました。

閉会するに当たり、村長より挨拶をお願いいたします。

○村長（久慈修一君） 平成30年第3回定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

まず、初めにこのたびの平成30年北海道胆振東部地方の地震ということで、次第に被害状況が明らかになってまいりました。けさのテレビを見る限りでは、極めて大規模な災害でございまして、昔から交流、あるいはご縁の深い北海道の皆様方の苦勞している姿を見まして、心からお見舞いを申し上げますとともに、亡くなられました方々のご冥福をお祈りをいたします。できる限り早く復旧され、いつもどおりの生活に戻れることを願っております。

さて、今定例会では決算議会ということで、平成29年度の各会計の決算についてご審議いただきました。決算というところは、それぞれの年度の前年度の実績を掲げたものでございます。中身を見ますと、まだまだ蓬田村が目指す、そういう目標には遠いところがございますけれども、これからも住民生活の安定、そして地方創生、地方活性化ということを進めてまいります。村民の皆様のご理解とご協力をお願いを申し上げる次第であります。

さて、これから出来秋ということで、農家の皆さんは大変忙しい毎日になると思います。これ以上災害が来ないようにというのが、私どもの願いでございまして、議員各位におかれましても、そのように思っているものと思います。

事故や健康ということも考えながら、議員各位のご活躍を祈念申し上げて、閉会に当たっての挨拶とさせていただきます。どうも今議会ではありがとうございました。

○議長（藤田修一君） これをもちまして、平成30年第3回蓬田村議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午前10時51分 閉会

---

上記会議の経過は、事務局長中川 悟が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

蓬田村議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員